漁 場 計 画

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区 別表のとおり
- 二 免許予定日 令和六年一月一日
- 三 免許申請期間 令和五年九月十九日から同年十月三十日まで
- 四 存続期間 令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで
- 五 制限又は条件なし

別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び関係地区

漁業 権の 公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区
内 第一 号	第種同業	あゆ漁業、あま ご(地方名やま め)漁業、にじま す漁業、いわな漁 業、うなぎ漁業、 うぐい漁業及びこ い漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	韮崎市、北 杜市及び甲 斐市の各地 先	基点一号(甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端)と基点二号(南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点三号(長野県諏訪郡富士見町地先国界橋(上流側の橋)橋台左岸上流端)と基点四号(北杜市白州町地先国界橋(上流側の橋)橋台右岸上流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流 二 基点五号(北杜市高根町清里字月の木三千六百八十六番地下流筆界に設置した標柱)と基点六号(基点五号から百七十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と北杜市高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から五十メートル下流の滝下の間の大門川の本流及びダムたん水域 三 基点七号(北杜市須玉町大字比志字告場千四百四十三番地地先に設置した標柱)と基点八号(北杜市須玉町大字比志字シキミ沢三千七百三十八番地の十一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点九号(北杜市須玉町大字比志字塩川三千九百七十九番地の一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十号(北杜市須玉町大字小尾字大平二千七十一番地の一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十一号(北杜市須玉町大字小尾字中積り八千八百六十三番地地先に設置した標柱)と基点十二号(北杜市須玉町大字小尾字切畑千二百四十四番地の三地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の塩川及び本谷川の本流及びダムたん水域	
内 第 号	第 種 同 業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業、うぐ い漁業、おかか 漁業、ふな漁業及 びこい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	甲崎ル甲吹市郡町郡及郡田市、南市、マ市、市、市、市、南省中和市、京市、南省中和市、第十年市の地・東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	一 基点一号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点二号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点三号(甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端)と基点四号(南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流 二 基点五号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点六号(基点五号から百十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より下流の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 1 基点七号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点八号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流 2 基点九号(甲府市高成町字笹ノ渡千百九番地の一地先に設置した標柱)と基点十号(甲府市猪狩町字曽根千五十七番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十一号(甲府市高成町字骨の坂千百五十番地地先に設置した標柱)と基点十二号(基点十一号から百七十九度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の荒川の本流及びダムたん水域 3 甲府市下帯那町の丸山溜池(通称千代田湖) 三 釜無川の合流点より上流の御勅使川及び坪川の本流及び支流 四 富士川の合流点より上流の戸川の本流及び支流	崎市、南アルプス市、留 中斐市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩

内 第 号	第種同業	あゆ漁業、あまご (地方名やまめ) 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業、うか 漁業及びこい漁 業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	甲町町桜横る梨市御一る甲地市和川町町、、笛和坂宮)州町田野で、留和政に及の市町が限山吹町が限び各	 基点一号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点二号(基点一号から百十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(山梨市三富川浦字広瀬千八百十六番地の六十地先に設置した標柱)と基点四号(山梨市三富上釜口字篠の平千百七十八番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 基点七号(甲州市塩山上萩原字目川四千七百八十四番地の二地先右岸に設置した標柱)と基点八号(甲州市塩山上萩原字科原山四千七百八十四番地の二地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点九号(甲州市塩山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の七百九十九地先右岸に設置した標柱)と基点十号(甲州市塩山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の七百九十九地先右岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の日川の本流及びダムたん水域 日川と雨ノ沢川の合流点と基点十一号(甲州市塩山上萩原字萩原山四千七百八十三番地の一地先に設置した標柱)と基点十二号(甲州市塩山上萩原字末原山四千七百八十三番地の一地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の雨ノ沢川 基点十三号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四千百四十番地の一地先右岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十五号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈四千百四十番地の一地先右岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点十五号(山梨市牧丘町大字北原字北東仙丈四千百四十番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十六号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先右岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原字塩水四千百三十九番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十八号(山梨市牧丘町大字北原子塩水四千百三十九番地の一地先左岸に設置した標柱)と基点十八号(山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東山東	
					二 基点五号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点六号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流	
内共	第五	あゆ漁業、あまご	一月一日	西八代郡市	基点一号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百二十度の直線と対	西八代郡市
第四	種共	(地方名やまめ)	から十二	川三郷町並	岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点四号(南ア	川三郷町並
号	同漁	漁業、にじます漁	月三十一	びに南巨摩	ルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び支	,
	業	業、いわな漁業、	日まで	郡身延町、	流。ただし、次の区域を除く。	郡身延町、
		うなぎ漁業、うぐ		南部町及び	一 基点五号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点六号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸	南部町及び
		い漁業、おいかわ		富士川町の	下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流	富士川町
		漁業及びこい漁		各地先	二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流	
-l- II.	<i>k</i> /*	業	п н	±	サト・ロッチア成和方が吸引をロロばないを出てと思いません。ロッチア成和方が吸引を見せばないと思え	+
内共	第五	あまご(地方名や	一月一日	南アルプス	基点一号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点二号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下海地)したはど声線といし流の見出の大流形が大流。ただし、彼の区域ない。	南アルプス
第五号	種共		から十二	市芦安芦倉	流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。	市芦安芦倉
方	同漁	ます漁業、いわな	月三十一	及び芦安安	一 南巨摩郡早川町大字湯島地先湯島発電所に係る湯島取水ダムより下流の仙城沢川	及び芦安安

内共 第六 号	業第種同業	業、いわな漁業及 びうぐい漁業	日まで 一月一日 から十二 月三十一 日まで	通並びに南 巨摩郡早川 町の各地先 甲州市塩山 高益びに北 都留郡の各地 山村の各地 先	二 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る黒河内取水ダム及び石小屋沢取水ダムより下流の黒河内川の本流及びその支流 三 南巨摩郡早川町大字奈良田地先奈良田第三発電所に係る白河内取水ダムより下流の白河内川 基点一号(北都留郡丹波山村字親川後山川左岸下流端と多摩川左岸との交点)と基点二号(基点一号から百八十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の多摩川の本流及び支流	高橋及び落 合並びに北 都留郡丹波 山村
内共 第七 号	第五種共同漁業	やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな 漁業及びうぐい 漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	北都留郡小 菅村地先	基点一号(北都留郡小菅村字日向金風呂二千五百二十一番地の一地先金風呂橋橋台左岸下流端)と基点二号 (北都留郡小菅村字高橋平二千四百九十一番地の二地先金風呂橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の小 菅川の本流及び支流	北都留郡小 菅村
内共 第八 号	第種同業	業、いわな漁業、 わかさぎ漁業、う なぎ漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁 業、ふな漁業及び こい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	大月市及び 上野原市の 各地先	基点一号(山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点)と基点二号(基点一号から三百十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点(最下流の地点)から上流七百五十メートルの地点)と基点四号(基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 - 基点五号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先右岸に設置した標柱)と基点六号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の八地先右岸に設置した標柱)と基点八号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先右岸に設置した標柱)と基点八号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先右岸に設置した標柱)と基点八号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番地の七地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の土室川の本流及びダムたん水域 - 基点九号(大月市七保町大字瀬戸字竹平二千三百十番地の三下流筆界に設置した標柱)と基点十号(大月市七保町大字瀬戸字唐沢二千三百一番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百八十一林班い一小班地先砂防堰堤上流端と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三千六十四番山梨県有林百九十四林班い八小班地先砂防堰堤上流端との間の葛野川及び土室川の本流及びダムたん水域 - 大月市笹子町大字黒野田字宮之原地先の砂防堰堤上流端と大月市道奥野線奥野橋下流端との間の奥野沢川の本流	上野原市
内共 第九	第五種共	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁	一月一日から十二	富士吉田市、都留市	基点一号(大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点(最下流の地点)から上流七百五十メートルの地点) と基点二号(基点一号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(富士吉田市と南都留	富士吉田市、都留市
号	同漁	業、いわな漁業及	月三十一	及び南都留	郡忍野村との境界と桂川左岸との交点(最下流の地点))と基点四号(基点三号から五十度の直線と対岸との	及び南都留

	業	びうぐい漁業	日まで	郡西桂町の 各地先	交点) とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	郡西桂町
内共 第十 号	第五 種共 同漁 業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いわな漁業及 びうぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	上野原市秋 山地先	基点一号(上野原市秋山字瀬戸原五百二十六番地地先に設置した標柱)と基点二号(基点一号から百三十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点三号(上野原市秋山地 先日向海戸橋橋台左岸上流端)と基点四号(上野原市秋山地先日向海戸橋橋台右岸上流端)とを結ぶ直線と基点五号(上野原市秋山地先落合橋橋台左岸下流端)と基点六号(上野原市秋山地先落合橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の秋山川の区域を除く。	
内共 第十 一号	第五種共同漁業	やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな 漁業及びぶらう んます漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡忍野村地先	基点一号(富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点(最下流の地点))と基点二号(基点一号から五十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(南都留郡忍野村と山中湖村との境界と桂川左岸との交点(最上流の地点))と基点四号(基点三号から四十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流	
内共 第十 二号	第五種共同漁業	あゆ漁業、やまめ 漁業、にじます漁 業、いわな漁業、 うなぎ漁業及び うぐい漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡道志村地先	基点一号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点(最上流の地点))と基点二号(基点一号から 二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の道志川の本流及び支流	南都留郡道志村
内共 第十 三号	第五種漁業	わかさぎ漁業、ふ な漁業、こい漁 業、うなぎ漁業、 うぐい漁業、おい かわ漁業及びお おくちばす漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡山中湖村地先	山中湖	南都留郡山中湖村
内共 第十 四号	第五種洪門漁業	わかさぎ漁業、ふ な漁業、こい漁 業、うなぎ漁業、 おいかわ漁業及 びおおくちばす 漁業	一月一日 から十二 月三十一 日まで	南都留郡富 士河口湖町 船津、浅川、 小立、河口、 大石、勝山 及び長浜の 各地先	河口湖	南都留郡富 士河口湖町 船津、浅川、 小立、河口、 大石、勝山 及び長浜
内共 第十	第五 種共	わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁	一月一日 から十二	南都留郡富 士河口湖町	西湖	南都留郡富 士河口湖町

五号	同漁	業、うなぎ漁業、	月三十一	西湖地先		西湖、西湖
	業	うぐい漁業、おい	日まで			西及び西湖
		かわ漁業、ひめま				南
		す漁業及びおお				
		くちばす漁業				
内共	第五	わかさぎ漁業、ふ	一月一日	南都留郡富	精進湖	南都留郡富
第十	種共	な漁業、こい漁	から十二	士河口湖町		士河口湖町
六号	同漁	業、うなぎ漁業及	月三十一	精進地先		精進
	業	びおいかわ漁業	日まで			
内共	第五	こい漁業、うなぎ	一月一日	南都留郡富	本栖湖	南都留郡富
第十	種共	漁業、おいかわ漁	から十二	士河口湖町		士河口湖町
七号	同漁	業、ひめます漁業	月三十一	本栖並びに		本栖並びに
	業	及びにじます漁	日まで	南巨摩郡身		南巨摩郡身
		業		延町中之倉		延町中之倉
				及び釜額の		及び釜額
				各地先		
内共	第五	あゆ漁業、やまめ	一月一日	南都留郡道	基点一号(山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点(最下流の地点))と基点二号(基点一号から	南都留郡道
第十	種共	漁業、にじます漁	から十二	志村及び神	百三十四度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点三号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交	志村及び神
八号	同漁	業、いわな漁業、	月三十一	奈川県相模	点(最上流の地点))と基点四号(基点三号から二百九十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の道	奈川県相模
	業	うなぎ漁業及び	日まで	原市緑区の	志川の本流	原市緑区
		うぐい漁業		各地先		